

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

湖北地域消防組合規則第5号

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年湖北地域消防組合規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「世話又は疾病」を「世話を行うこと、疾病」に、「必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行う」を「その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をする」に改める。

(湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 湖北地域消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年湖北地域消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第13号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続して勤務しているものに限る」を削り、「及び第17号」を「から第18号まで」に、「以下同じ」を「以下同じ。」に改め、同項に次の1号を加える。

(18) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その他勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において別表第3に定める期間

第6条第2項第2号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「であって、6月以上継続して勤務しているものに限る」を削り、「看護」を「看護等」に、「世話又は疾病」を「世話を行うこと、疾病」に、「必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行う」を「世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をする」に改め、同項第4号中「であって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る」を削り、同項第5号中「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である

ものに限る」を削り、同項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。